

親子安全会の事業内容 詳しくはHPへ



安全教育研修会

講演会

会報・啓発案内書の発行

DVDの貸し出し

見舞金（共済金）給付

PTA活動中に発生した災害(往復途中を含む)に医療見舞金・後遺障害見舞金・死亡弔慰金を給付しています。



- ★医療見舞金(災害発生から30日以内に報告)
 - 疾病分類表により……………7,000円～90,000円
 - 内科的疾患(PTA活動に起因)保護者、教職員など 10,000円
 - ……………児童・生徒など 7,000円
 - ※入院見舞金(別途給付)……………10,000円
- ★後遺障害見舞金(等級判定) 14級 75,000円～1級 1,425,000円
- ★死亡弔慰金(災害発生から180日以内)……………最高額500万円
- ※同一事業内事故の見舞金総額は、3,000万円を限度として給付

親子安全会では、判定委員会を設けて疾病分類表及び後遺障害給付基準に基づき給付を決定しています。

- ★ゲストティーチャー・学校支援ボランティア・学校安全パトロール隊・子ども110番の家に関する災害への特別見舞金……………一律10,000円

また、会員以外の災害にも対応しています。

就学奨励金給付

学費の支払が困難な児童・生徒さんに就学奨励金を給付しています。



- ★小学校奨励生……………年額24,000円(若干名)
- ★中学校奨励生……………年額36,000円(若干名)

返済の必要はありません。

「推薦書(11号様式)」と「願書(12号様式)」はホームページからはダウンロードできませんのでお配りしてある安全会の「事業報告書」をコピーしてお使いください。

奨励生の申請は年間を通して受け付けています。申請は学校長の推薦が必要です。

就学奨励金の安定的支給のために、広く寄付金を募っております。詳細は、本会ホームページをご覧ください。

損害賠償金給付

PTA活動中の災害で会長が責任を問われ、損害賠償金請求を受けた場合に対応しています。



法律上の損害賠償責任に基づき、被害者に支払う治療関係費や休業補償費、慰謝料、修理費、裁判費用、弁護士費用などもお支払いします。

- ★身体障害1名……………5,000万円まで(1事故 5億円まで)
- ★財物賠償1事故……………1,000万円まで
- ★免責額も補てんします

※PTA会長自身が被った損害や事故等、損害賠償保険対象外の事故については、特別見舞金(上限5万円)を給付しています。PTA活動中の災害発生に対するPTA会長の不安を少しでも解消するために設けている制度です。

香典給付

会員の死亡に際しては香典を給付しています。

- ★児童・生徒、保護者、教職員の死亡……………香典10,000円(PTA活動中以外の病気・事故等の死亡すべてに給付します)

安心があるとPTA活動はもっと楽しい!

富山県PTAおやこあんぜん会



PTA活動中にけがをしたら、どうしたらいいの?

子育てや教育に役立つ知識や情報は、ないかしら?

親子安全会は、みなさんの活動をサポートしています!

当会は、PTA活動が安全に、そして安心して行えるよう、活動中のけがや病気、損害などに際して見舞金を給付するなど、金銭的な補償を行っています。

また、PTA活動が安全に行われ、子育てや教育に役立つよう、啓発活動として、安全教育研修会や講演会の開催、DVDなどの貸出、広報紙の発行なども行っています。

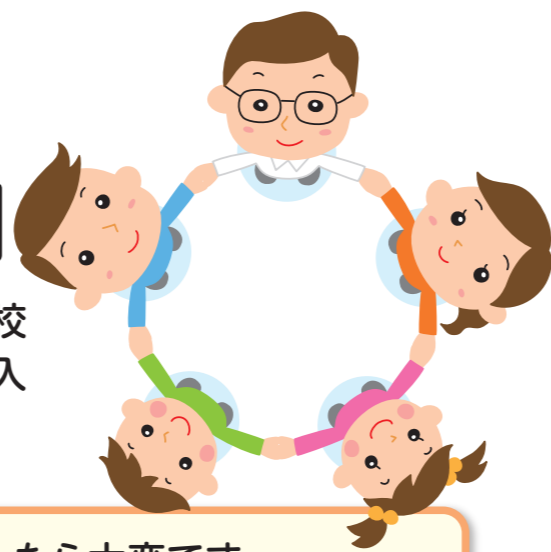
公益財団法人 富山県PTA親子安全会

〒930-0096 富山市舟橋北町7-1(富山県教育文化会館内)
 TEL (076) 433-2094 FAX (076) 433-2096
 E-mail: anzenkai@ch.mbn.or.jp
 http://www.anzenkai.org/



「一人はみんなのために みんなは一人のために」

富山県内の小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校が加入しています。(当会へは各学校のPTAごとに参加していただいております。個人で申し込みは不要です)



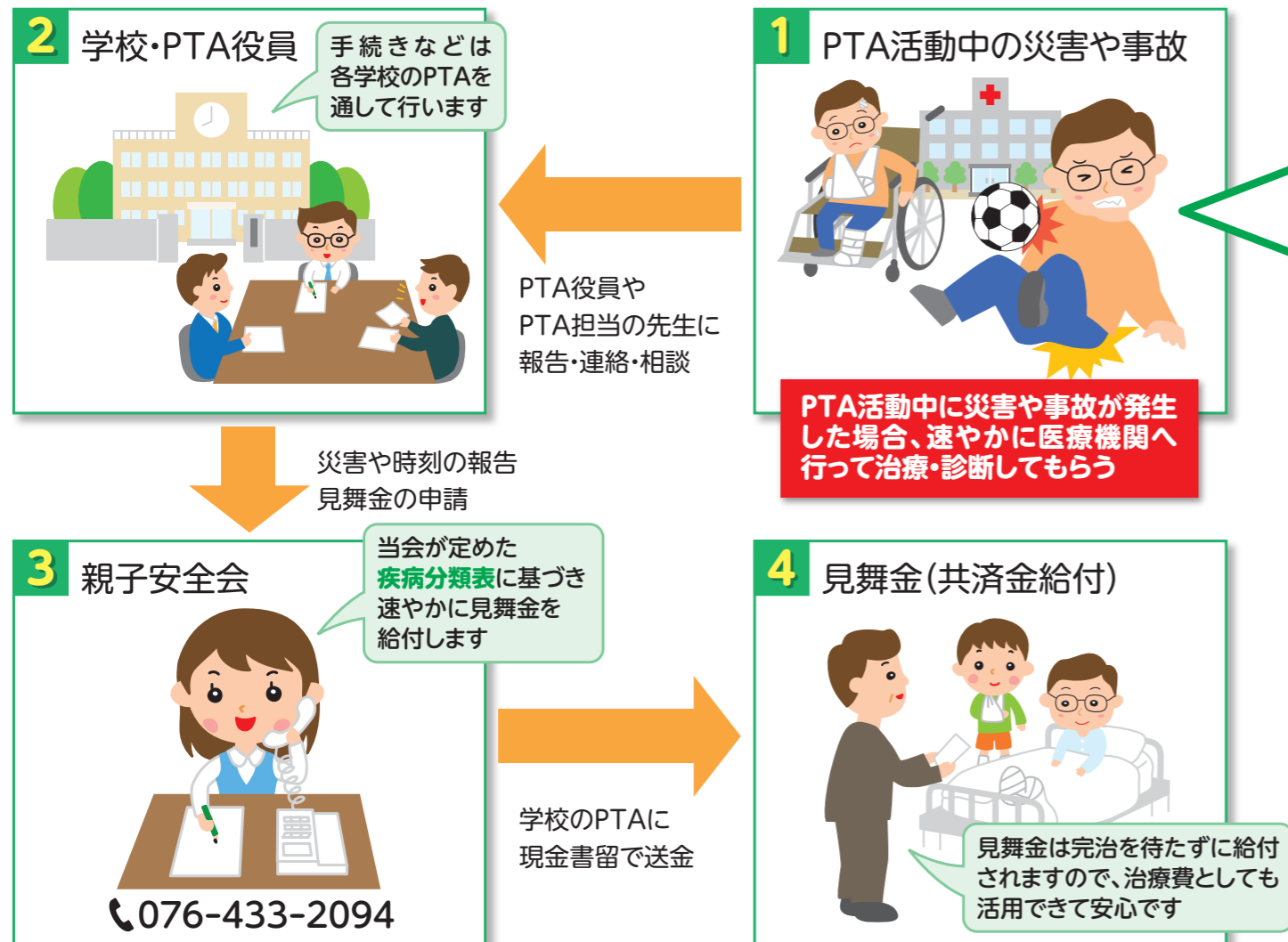
みんなが楽しいPTA活動。でも、事故や災害にあったら大変です。そんなとき(公財)富山県PTA親子安全会ではスピーディーに「見舞金(共済金)」等を給付しています。もしものときは、すぐに学校またはPTA役員にご連絡ください。

小さなケガでも
まずは連絡を!

会費 児童・生徒、教職員等1人につき年間260円

内訳:共済掛金128円、その他(就学奨励金・香典給付・損害賠償金給付など)132円

給付までの流れ



給付の対象となる事故や災害の事例

親子活動や奉仕活動、資源回収、バザー、運動会、球技大会、スキー教室など、PTAが主催または共催している事業において発生した災害が対象となります。

(一例なので不明な場合は親子安全会にお問い合わせください)

見舞金(共済金)給付



損害賠償金給付(委託) ※適用除外には特別見舞金給付制度あり



バザー等における食中毒は適用除外となりますのでご注意ください。